

第11回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月21日（金）午後1時30分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について

(2) 報告第2号 非農地証明の取消について

(3) 議案第1号 農用地利用集積計画について

(4) 議案第2号 大田原農業振興地域整備計画の変更について

(5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について

(6) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

(7) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

(8) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

(9) 議案第7号 非農地証明願について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之

2番 笹沼 保治

3番 秋本 則夫

4番 瀧田 歌子

5番 佐藤 孝

7番 助川 悦夫

8番 阿見 芳

9番 高瀬 隆至

10番 郡司 裕一

11番 屋代 幸子

12番 森 隆道

13番 荒井 一夫

14番 越沼 良

15番 鈴木 賢一

16番 相馬 和恵

17番 木村 光一

6 欠席委員（1名） 6番 唐橋 洋子

7 本会に出席した職員

(1) 農業委員会事務局長 宇津野 豊

(2) 総括主幹兼農業振興係長 伊藤 甲文

(3) 総括主幹兼農地調整係長 菊池 貞浩

(4) 農地調整係主査 松本 武久

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎弥

(6) 農政課農政係長 印南 隆

(7) 農政課農政係主査 渡辺 智志

(8) 農政課農政係主査 菊池 琴乃

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（宇津野 豊） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

2名ほど会議で遅れるとのことでもあります。ただ今の出席委員は14名であり、定足数を満たしております。ただいまから第11回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番秋本委員、4番瀧田委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 1ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「非農地証明の取消について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 2ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

ここで、次の議案で議事参与に該当しますことから、議長を鈴木会長職務代理者と交代します。鈴木職代よろしくをお願いします。

<議長交代>

議 長（鈴木 賢一） それでは、交代して議事を進行いたします。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。

本件中に議事参与に該当する案件がありますことから、4番瀧田委員、9番高瀬委員、13番荒井委員は退室願います。

< 4 番瀧田委員、9 番高瀬委員、13 番荒井委員退室 >

議 長 (鈴木 賢一) はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) < 総会資料説明 3~10ページ >

利用権設定等促進事業 計 30件

農地中間管理機構特例事業 計 3件

農地中間管理事業 計 20件

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

< 挙手なし >

議 長 (鈴木 賢一) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

< 全委員起立 >

議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

議案審議終了により4番瀧田委員、9番高瀬委員、13番荒井委員の入室を認めます。

< 4 番瀧田委員、9 番高瀬委員、13 番荒井委員入室 >

< 1 番津久井委員、7 番助川委員が遅れて入室 >

議 長 (鈴木 賢一) 荒井会長が戻られましたので、議長を交代します。

< 議長交代 >

議 長 (荒井 一夫) 議長に戻り、議事を進めます。

次に議案第2号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (印南 隆) < 総会資料別冊に基づいて読み上げ >

農用地区域からの除外 計8件 15,274.16㎡

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員 (郡司 裕一) 去る5月18日、事務局とともに現地調査班第3班が現地調査を行いました。代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

番号1ですが、第1種農地で集落に接続し、建売分譲を目的とした申請です。農用地区域の端に位置し、宅地化が進んだ用途地域に近い場所なので、問題は無いかと思われまます。

番号2ですが、申請地は、住居の南側の際に面した土地で、現在、細い木が2、3本立っており、宅地の一部となっております。地目が農地のままになっており、それを是正するための申請であります。

番号3ですが、申請地は現在更地となっており、隣接する西側の土地は申請者の会社の駐車場になっております。事務局から説明がありましたが、駐車場を拡張することなので、問題は無いと思われま

す。番号4と番号5についてですが、申請者及び申請地が関連しますので、一緒にご報告させていただきます。既存の土地と今回の番号4と番号5の申請地を利用して、敷地内に駐車場と住宅、既存の工場を取り壊し、現在よりも多少建築面積の大きい工場を建設するというこ

とです。また、県道から入ってすぐの土地は、現在畑で管理はされていますが、日当たりが悪いため休耕となっております。そのほかの土地は、水田ですが、現在の敷地の隣接地の土地ですので、問題は無いと思われま

す。番号6ですが、申請地は第2種農地で現在は水田となっています。申請地の東側が田、南側が蕪中川、西側が飲食店、北側は市道となっております。その市道を挟んだ北側にあります医療機関が、施設を増設するための申請で、周辺に支障がないよう配慮すること

ですので問題は無いと思われま

す。番号7ですが、現況は第1種農地で麦が植えられております。今回、現在の建物に食事スペース等を設ける増改築を行い、それに伴って、隣接地を利用して店舗の敷地を拡張すること

ですので、問題は無いと思われま

す。以上8件とも農業振興地域から除外することに、問題は無いと思われ

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願いま

す。

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。それでは、事務局から説明を願います。

事務局 (渡辺 智志) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

認定農業者新規申請	14件
再認定・計画変更	73件
未更新等	28件
認定農業者予定数	865件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは他に質疑がないようですので採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料説明 11 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員 (郡司 裕一) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請5件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題はないと思われます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 12 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員（郡司 裕一） 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現在既に申請者の宅地への進入路となっておりますが、農地転用許可申請をしなかったことについての始末書が添付されているということでもあります。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 13～19 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員（郡司 裕一） 調査結果についてご報告いたします。

番号1は、現在管理はされていますが、何も作付けされておらず、更地の状態であります。幼稚園から110mの場所にあり、33台の駐車スペースを確保するとのことです。三方は住宅に囲まれておりますので、問題はないと思われれます。

番号2は、現在は何も作付けされておらず、更地の状態になっています。申請地の南と東側は畑ですが、耕作に影響を及ぼさないよう太陽光発電設備を設置するとのことです。問題はないと思われれます。

番号3は、現在は自作用の畑で第1種農地ですが、譲受人は譲渡人の子であり、父親から土地の提供を受け、現在の住居に隣接する南東部の土地に分家住宅を建てるとのことですので、問題はないと思われれます。

番号4は、議案第5号の4条申請で出ている土地の隣接地で、現在既に道路敷地となっております。今回、譲受人が、新築する際の進入路として土地を確保するという申請になったということですが、農地転用の許可申請をしていなかったことに始末書も提出されているということですので、問題はないと思われれます。

番号5は、現在畑として利用されていますが、譲受人は親と同居するために住宅を建設するとのことで、実家に近い今回の申請地に決定した

とのことですが。用途地域でもありますので問題はないと思われま

す。番号6及び番号7は、関連していますので一緒に報告させていただきます。この土地は、第1種農地で現在は水田ですが、作付けはされてお

りません。申請地の敷地内に事務所兼住宅を建て、資材置場をつくるということですが、建設業を営む譲受人が業務上必要な施設でありますので、問題はないと思われま

す。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼委員挙手>
議長 (荒井 一夫) 越沼委員。
越沼 良委員 番号7の譲受人については、現在、蛇尾川沿いに大きな土場があるかと思いますが、そちらはどうするのが事務局で分かれば説明をお願いします。

事務局 (松本 武久) 既存の資材置場につきましては、今後も使うことになっております。譲受人においては、近年業務が拡大しており、新たに機械を増設する予定になっておりまして、資材置場が不足している状況ですので、今回の申請になっております。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番から6番までの6件については原案のとおり許可することとし、また、7番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、申請番号1番から6番までの6件については原案のとおり許可することといたします。また、7番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第7号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料説明 20～21 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員 (郡司 裕一) 調査結果についてご報告いたします。

番号1は、申請地は、太い木が立っており、山林になっております。

番号2は、現在建っている家は空き家になっていまして、周辺の土地は、草が生い茂っており、住宅敷地の様相はありますが、かなり長い間

荒れ地だったことがうかがえました。

以上2件については、非農地となってから20年以上経過しており、農地への復元は非常に困難と思われるので、非農地証明することには問題ないと見てまいりました。以上ご報告いたします。

<議長が事務局説明内容について確認>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は原案のとおり証明することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時33分 閉会